

(新) アジア保護地域イニシアティブ構築推進事業

96百万円 (0)

自然環境局国立公園課

1. 事業の概要及び事業計画

平成 22 年度に開催された生物多様性条約 COP10 において、保護地域に関する具体的な数値目標が定めた愛知目標が採択され、併せて、生物多様性条約保護地域作業計画 (PoWPA) 実施に向けた地域イニシアティブの構築が推奨された。このような状況の下、平成 23 年度にアジアの 18 の国・地域の代表及び研究機関の専門家などにより開催された「アジア国立公園会議準備会合」において、平成 25 年度の「第 1 回アジア国立公園会議」の開催が決定され、また参加者から、アジア国立公園会議を日本で開催し、併せて、三陸復興国立公園を通じて保護地域が復興に果たす役割や、地域社会との協働による国立公園管理のあり方などを紹介する機会とするよう要請がなされた。

このため、平成 25 年度にアジア地域における国立公園等保護地域の関係者が参集する初めての会合である「第 1 回アジア国立公園会議」を宮城県仙台市で開催し、三陸復興国立公園における取組を中心とした保護地域の減災や復興への貢献、地域社会との協働による国立公園管理などについて、我が国から発信する。また、アジア型の保護地域のあり方と今後の取組の方向性を明らかにし、世界に向けて発信するためのアジア保護地域憲章を策定するとともに、愛知目標の達成や PoWPA 実施に向けたアジア地域の協力体制 (アジア保護地域イニシアティブ) の構築を進める。

2. 施策の効果

- アジアの保護地域管理の方向性を示すアジア保護地域憲章が策定される。
- 三陸復興国立公園をはじめとする我が国の国立公園の国際的な価値を高めるとともに、観光立国の取組や三陸復興にも貢献。
- アジア国立公園会議での議論やアジア保護地域憲章に基づく具体的な活動実施等により、愛知目標の達成や PoWPA 実施に向けたアジア保護地域イニシアティブが構築される。
- 平成 26 年度に予定されている世界国立公園会議において、本事業の成果を踏まえたアジアの視点を世界に発信するとともに、それによるアジア地域の保護地域施策における我が国の位置づけの向上が図られる。

アジア保護地域イニシアティブ構築推進事業

第1回アジア国立公園会議の開催（平成25年11月・仙台）

- アジア型の保護地域のあり方と今後の取組の方向性を明らかにし、世界に向けて発信するためのアジア保護地域憲章の策定
- 愛知目標（目標11）の達成、生物多様性条約（CBD）保護地域作業計画（PoWPA）実施のためのアジア地域の協力枠組（アジア保護地域イニシアティブ）の構築
- 三陸復興国立公園をはじめとするわが国の国立公園の国際的な価値を高め、ひいては観光立国の取組や三陸復興にも貢献

※上記会議の成果は、平成26年度にオーストラリアで開催される第6回世界国立公園会議（10年に1回開催される国立公園など保護地域について議論するための国際会議）において発信

アジア保護地域憲章等に基づく活動の展開（平成26年度以降）

- 愛知目標（目標11）の達成、生物多様性条約（CBD）保護地域作業計画（PoWPA）実施のための協力
- 保護地域管理の能力向上のためのワークショップの開催
- 姉妹公園締結などによる人材交流や観光促進 など